

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示

鳥取県林業技術普及員資格認定要綱等の廃止
健康保険法等による看護料の支給基準
計量器定期検査の実施
定例県議会の招集

告示

鳥取県告示第二百四十七号

次に掲げる告示は、昭和三十三年三月三十一日限り廃止する。

昭和三十三年六月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県地区林業技術普及員資格認定要綱（昭和二十五年五月鳥取県告示第二百三十一号）

鳥取県林業経営指導員資格認定要綱（昭和二十五年七月鳥取県告示第三百六十五号）

鳥取県告示第二百四十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第二十一条及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の規定による看護の給付を行う場合の看護料の支給基準を次のとおり定め、昭和三十三年四月一日から適用し、昭和二十九年四月鳥取県告示第百五十五号（健康保険法及び船員保険法に基づく看護料金支給基準）は廃止する。

昭和三十三年六月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

検査日	検査日時	検査区域	検査場所
六月十日	午前九時から 午後四時まで	鳥取市	東高等学校
十一日	"	"	修立小学校
十二日	"	"	遷喬小学校
十三日	"	"	醇風小学校
十六日	"	"	鳥取市設魚市場
十七日	"	"	富桑小学校
十八日	"	"	明徳小学校
十九日	"	"	美保農業協同組合
二十日	"	"	日進小学校
二十三日	"	"	賀露地区主任詰所
二十四日	"	"	面影小学校
二十五日	"	"	米里地区主任詰所
二十六日	"	"	倉田公民館
二十七日	"	"	美穂小学校
七月一日	午前十時から 午後三時まで	"	大和小学校
二日	"	"	神戸地区主任詰所
三日	"	"	大正小学校
四日	"	"	東郷小学校

検査日	検査場所
七日	大和小学校
八日	神戸地区主任詰所
九日	大正小学校
十日	東郷小学校
十一日	豊実小学校
十四日	明治公民館
十五日	松保小学校
十六日	吉岡地区主任詰所
十七日	大郷小学校
十八日	末恒小学校
二十一日	湖山農業協同組合
二十二日	千代水小学校

備考 計量法第百四十二条但書による所在場所で行う
定期検査については、実施の場所をその所在場
所とし、実施期間を昭和三十三年六月十日から
七月二十二日までとする。

疾病別	地域別	看護料支給基準		
		看護料	一日当り看護料	看護補助者
コレラ、ペスト 発疹チフス、天 然痘	鳥取市、米子市、 国府町、境港市 その他の地域	七七〇	六二〇	—
右以外の法定伝 染病、開放性結 核	鳥取市、米子市、 境港市、国府町 その他の地域	七三〇	五八〇	—
普通病	鳥取市、米子市、 境港市、国府町 その他の地域	六二〇	四九〇	四三〇
		五八〇	四七〇	四一〇
		五一〇	四一〇	三六〇
		四九〇	三九〇	三四〇

徹夜勤務の場合の一日当り看護料は、右の額の二割五分増とする。
(注) (一) 看護料には、食費及び寝具料も含むものとする。
(二) 地域別による取扱は、看護が行われた保険医療機関等の所在地によるものとする。

鳥取県告示第百四十九号
計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第百四十条の規
定により、鳥取市の計量器定期検査を次のように実施す
る。
昭和三十三年六月三日
鳥取県知事 遠 藤 茂

00114

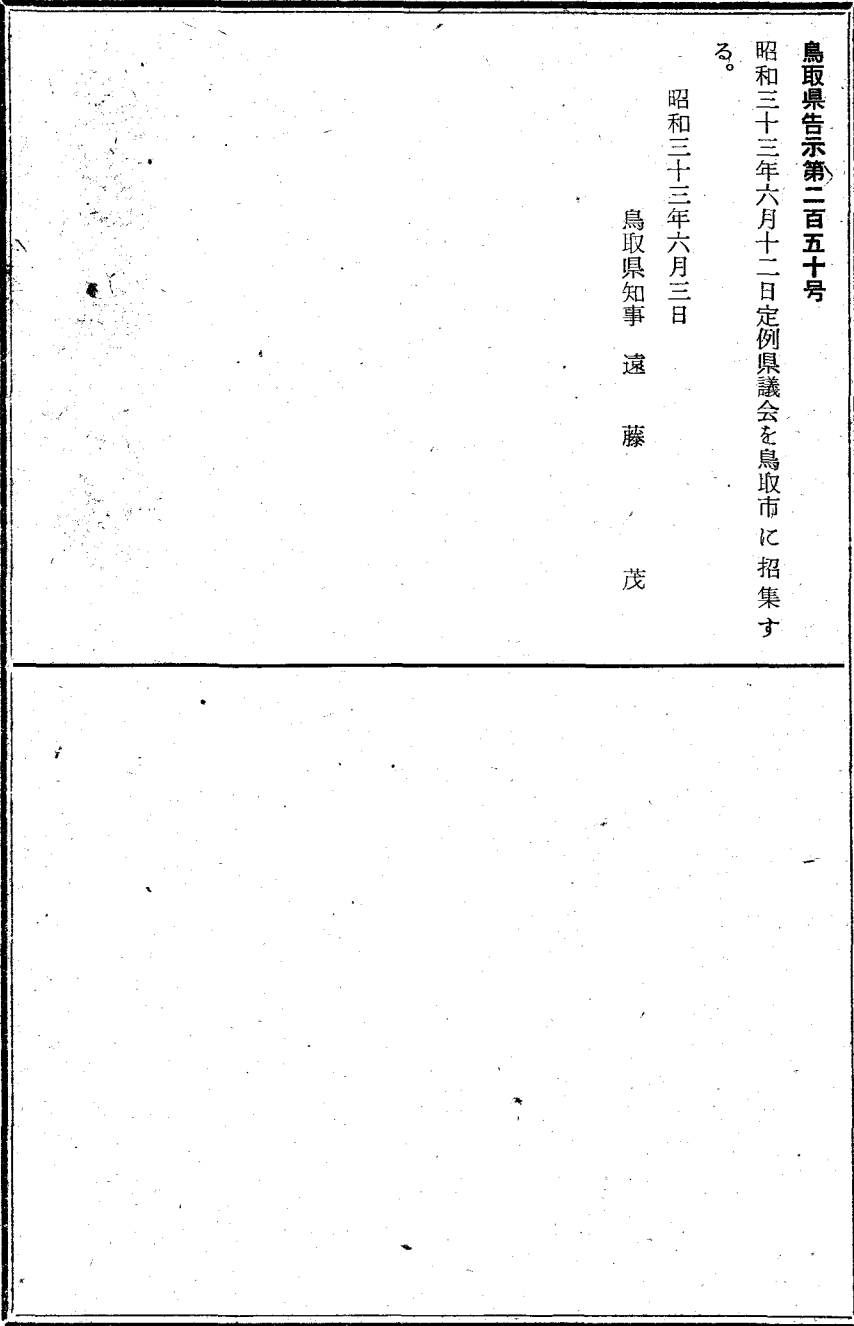
h

鳥取県告示第二百五十号

昭和三十三年六月十二日定例県議会を鳥取市に招集する。

昭和三十三年六月三日

鳥取県知事 遠藤 茂



昭和四年四月十五日第三種郵便物

可

発行日 火、金

発行

鳥取県鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町

印

刷

所 県